

感染症に関する情報

(令和2年5月8日現在)

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策

支援制度	概要	主な条件など	相談窓口
特別定額給付金	給付対象者1人につき10万円	【給付対象者】令和2年4月27日時点で住民基本台帳に登録されている人 【受給者】原則、世帯主 ※広報おおす4ページに記載	企画情報課 特別定額給付金 担当窓口 57-9995
子育て世帯臨時特別給付金	児童手当を支給する世帯に対し臨時特別給付金を支給(対象児童1人につき1万円)	平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子どもの児童手当を受給されている世帯(特例給付の人を除く)	子育て支援課 子ども相談係 24-5718
資格証明書の取り扱い(国民健康保険)	資格証明書を被保険者証とみなす	新型コロナウイルス感染症の疑いがあり医療機関などを受診する資格証明書該当者であること	保険年金課 国保係 24-1713
傷病手当金の支給(国民健康保険)	申請により傷病手当金を支給	新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができない被用者であること ※詳細は、決まり次第お知らせします。	
保険料の減免(後期高齢者医療保険)	申請により保険料を減免	主たる生計維持者が死亡、受傷などまたは事業収入などの減少が見込まれる人 ※詳細は、決まり次第お知らせします。	
保険料の徴収猶予(後期高齢者医療保険)	申請により保険料を徴収猶予(最大6カ月徴収猶予)	主たる生計維持者が死亡、受傷などまたは事業収入などの減少が見込まれる人 ※詳細は、決まり次第お知らせします。	保険年金課 高齢者医療係 24-1713
傷病手当金の支給(後期高齢者医療保険)	申請により傷病手当金を支給	新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができない被用者であること ※詳細は、決まり次第お知らせします。	
保険料免除などに係る臨時特例(国民年金)	収入が減少したのに対して保険料を免除	①収入の減少 ②収入の減少により相当程度までの所得低下の見込みがあること	保険年金課 年金係 24-1713
緊急小口資金(特例貸付)	新型コロナウイルスの影響を受け、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額費用を貸付	新型コロナウイルスの影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯であること	
総合支援資金(特例貸付)	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業などで生活に困窮した場合に、生活再建までの間に必要な費用を貸付	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	大洲市 社会福祉協議会 23-0313
住居確保給付金の支給対象の拡大	離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある者に対して給付金を支給	①離職又は減収により困窮し、住居喪失した又は住居喪失のおそれがある人②離職・廃業後2年以内または給与及び収入を得る機会が個人の都合によらず減少した人	
国民健康保険税の減免	申請により国民健康保険税を減免	主たる生計維持者が死亡、受傷などまたは事業収入などの減少が見込まれる人 ※詳細については、未確定のため決まり次第お知らせします。	
個人住民税 イベントを中止などした事業者に対する払戻請求権を放棄した人への寄附金控除の適用	イベントを中止した事業者に対する払戻請求権を放棄した場合、放棄した金額についての寄附金控除対象	政府の自粛要請を踏まえ、イベントを中止した事業者に対する払戻請求権を放棄した場合には放棄した金額について寄附金控除の対象とする ※詳細については、未確定のため決まり次第お知らせします。	税務課 市民税係 24-1711
個人住民税 住宅ローン控除の適用要件の弾力化	一定の要件を満たした家屋へ入居できない場合において住宅ローン控除の期間延長や適用要件の弾力化	新型コロナウイルスの影響により一定の要件を満たした家屋へ令和2年12月31日までに入居できない場合において住宅ローン控除の期間を延長 ※詳細については、未確定のため決まり次第お知らせします。	

【個人向け】

新型コロナウイルス

【個人向け】	市道占用料の納期限の延長	申請により、2カ月以内に限り期限を延長する	緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、占用料の納入告知書の納入期限までに納入が困難な場合	建設課 管理係 24-1716
	法定外公共物使用料の納入期限の延長	申請により、2カ月以内に限り期限を延長する	緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、使用料の納入告知書の納入期限までに納入が困難な場合	
	介護保険料の減免	申請により65歳以上の介護保険料を減免	主たる生計維持者が死亡、受傷などまたは事業収入などの減少が見込まれる人であること ※詳細は、決まり次第お知らせします。	高齢福祉課 介護保険管理係 24-1714
	介護保険料の徴収猶予	申請により65歳以上の介護保険料の徴収を最大6カ月猶予		
	保育料および副食費の減免	緊急事態宣言発令期間中に保育所・認定こども園・幼稚園を欠席した場合、欠席日数に応じて保育料および副食費を減免	保育所（認可外を除く）、認定こども園、幼稚園に通う児童が緊急事態宣言発令期間中に欠席した場合	子育て支援課 子育て支援係 24-5718
【個人向け・事業者向け】	地方税の徴収の猶予	一時に納税が困難な場合、1年間納付を猶予	令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)に収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少し、一時に納税することが困難な場合、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収猶予。(令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税)	税務課 収納係 24-1711
	軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の期限を6月延長	令和3年3月31日までに軽自動車（自家用車の乗用）を購入などにより取得し、軽自動車検査協会に登録された車両が対象	
【使用料等の猶予等】	水道使用料(水道事業会計・工業用水道事業会計)、飲料水供給事業水道使用料の支払い猶予	申請により最長2カ月間の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や収入が減少している場合など	水道課 管理係 24-3753
	下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料の支払い猶予			下水道課 管理係 24-1720
【事業者向け】	大洲市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金	愛媛県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策資金」を借り入れた市内事業者に対して借入日から当初3年以内の利子を補給	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策資金」を借り入れていること 大洲市内に事業所を有していること 	大洲市 商工業課 24-1722
	セーフティネット保証4号	一般保証とは別枠の保証枠を拡大	<ul style="list-style-type: none"> 原則として最近1カ月間の売上高などが、前年同月に比して20%以上減少している、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高などが前年同月に比して20%以上減少することが見込まれること 	
	セーフティネット保証5号	一般保証とは別枠の保証枠を拡大	<ul style="list-style-type: none"> 指定業種に該当していること ※令和3年1月31日までは、保証協会の信用保証の対象となる全業種対象 原則として最近3カ月間の売上高などが、前年同月に比して5%以上減少していること 	
	危機関連保証	一般保証とは別枠の保証枠を拡大	原則として最近1カ月間の売上高などが、前年同月に比して15%以上減少している、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高などが前年同月に比して15%以上減少することが見込まれること	社会福祉課 障がい福祉係 24-1758
	新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化など	これまで外出していた障がい者が外出できなくなったため、受け入れ先として新たなニーズが発生した施設のスタッフ増員に対する人件費補助	地域活動支援センターまたは日中一時支援事業所のうち、新型コロナウイルス感染拡大に伴いスタッフの増員をした事業所が対象	
	中小企業などが所有する固定資産税の軽減【令和3年度】	中小企業などが所有する固定資産税の軽減	認定経営革新等支援機構などで令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少または50%以上減少していると認められた中小事業者など ※詳細については、未確定のため決まり次第お知らせします。	

感染症に関する情報

【事業者向け】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長【令和3・4年度】	①既存の固定資産税の特例の対象資産に事業用家屋と構築物を追加 ②令和4年度まで期間延長	①大洲市から先端設備など導入計画の認定を受けた中小企業など ②新規の設備投資であること(機械および装置、器具および備品、工具、建物付属設備、事業用家屋、構築物)なお、事業用家屋については、合計300万円以上の先端設備とともに導入したものを※詳細については、未確定のため決まり次第お知らせします。	税務課 固定資産税係 24-1711
新型コロナウイルス感染症特別貸付	実質的な3年間無利子・無担保融資	原則として最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少していること	日本政策金融公庫 松山支店 国民生活事業 089-941-6148 中小企業事業 089-943-1231
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付		生活衛生関係の事業を営む人で原則として最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者であること	
新型コロナウイルス対策衛経融資		旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む人であって、最近1カ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少している、かつ、今後も減少が見込まれること	
衛生環境激変対策特別貸付	基準金利-0.9%の融資	【対象者】日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルスもしくは商工中金などによる「危機対応融資」を借り入れた事業者 ▷小規模事業者(法人事業者)の場合は、売上高が15%減少していること ▷中小企業者の場合は、売上高が20%以上減少していること	中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183
特別利子補給制度	3年間の利子補給		
危機対応融資	実質的な3年間無利子・無担保融資	原則として最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少していること	商工組合中央金庫 松山支店 089-921-9151
小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付	無利子融資	小規模企業共済の契約者であり、かつ新型コロナウイルスの影響を受けて最近1カ月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少していること	中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171
雇用調整助成金の特例措置	一時的に休業などを行い、労働者の雇用維持を図った事業者に休業手当・賃金などの最大9/10を助成	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向行い、労働基準法の基準(60%)を満たす休業手当などを支払うこと	ハローワーク大洲 24-3191
小学校などの臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(事業者向け)	臨時休業などをした小学校などに通う子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対して休暇中に支払った賃金相当額を支給	臨時休業などをした小学校などに通う子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させること	学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター 0120-60-3999
小学校などの臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	臨時休業などした小学校などに通う子どもの世話をを行うことが必要となったフリーランスに対して就業できなかった日数に応じて1日あたり4,100円を支給	臨時休業などした小学校などに通う子どもの世話をを行うことが必要になり、就業できなかったこと	
持続化給付金	1事業者あたり、法人200万円以内、個人事業者などは100万円以内を支給	新型コロナウイルスの影響により、売上が原則として前年同月比で50%以上減少していること	持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570
愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金	愛媛県内の事業者へ年利1%保証料全額県負担の融資	愛媛県内に事業所を有し、セーフティネット保証4号、5号または危機関連保証のいずれかの市町長の認定を受けていること	民間金融機関 (伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、香川銀行など)
愛媛県緊急経済対策特別支援資金	年利1.5%の融資	最近1カ月間の売上高が過去3年間のいずれかの同期の売上と比較して3%以上減少していること	民間金融機関 (伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、香川銀行など)愛媛県信用保証協会

【事業者向け】

えひめ版協力金	3密を避ける防止設備の設置など、新たな取り組みをした事業者に5万円を支給	4月13日から5月31日までに飲食店、食料品、医薬品、衛生用品を扱う小売店が3密を避ける防止設備の設置などをし、申請時点において維持していること (全国チェーンの直営店舗、1,000㎡を超える店舗は対象外)
	宿泊予約を施設側から延期・キャンセルなどした宿泊業者などへキャンセルなど1人あたり5,000円、上限30人泊まで支給	5月1日から5月31日までに県外からの利用者に対し宿泊予約を施設側から延期・キャンセルなどすること
	複数の店舗による3密を避けるため、ローテーション営業を行う商店街などへ1グループあたり10万円を支給	複数の店舗による5月1日から5月31日までの間に3密を避けるため、ローテーション営業を行うなどの取り組みをすること
	前向きに移動販売やドライブスルー、複数店舗による共同販売など、新しい取り組みを実施した事業者へ1事業者あたり20万円を支給	4月1日から6月30日までに移動販売やドライブスルー、複数店舗による共同販売など、新しい取り組みを実施すること (全国チェーンの直営店舗、1,000㎡を超える店舗は対象外)
	テレワークオフィスとして、宿泊室などを県民向けにデユースで貸し出す宿泊事業者などへ1室あたり3,000円以内+広報PR経費など1事業者あたり3万円を支給	5月1日から6月30日までにテレワークオフィスとして、宿泊室等を県民向けにデユースで貸し出すなどの取り組みをすること
	医療関連物資の製造に新たに取り組む事業者へ試作品製造費1事業者あたり上限100万円を支給	4月1日から12月31日までにマスクなどの製造に新たに取り組むこと
愛媛県緊急地域雇用維持助成金	国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主へ雇用調整助成金の支給率に応じて助成	南予地域、久万高原町および砥部町に所在する事業者でかつ、令和2年3月14日以降に労働局の支給決定を受けていること
ものづくり・商業・サービス補助	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を対象に「特別枠」を設置	補助対象経費の6分の1以上が、以下の要件に合致する投資であること a サプライチェーンの毀損への対応 b 非対面型ビジネスモデルへの転換 c テレワーク環境の整備
新型コロナウイルス対策マル系融資	実質的な3年間無利子・無担保融資	最近1カ月間の売上が5%以上減少し、商工会議所・商工会・商工会連合会による経営指導を受けた小規模事業であること
持続化補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を対象に「特別枠」を設置	補助金の使途が、以下の要件に合致する投資であること a サプライチェーンの毀損への対応 b 非対面型ビジネスモデルへの転換 c テレワーク環境の整備
IT導入補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を対象に「特別枠」を設置	補助対象経費の6分の1以上が、以下の要件に合致する投資であること a サプライチェーンの毀損への対応 b 非対面型ビジネスモデルへの転換 c テレワーク環境の整備
サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	国内へ生産拠点などを整備しようとする際の設備導入などに対して補助金を交付	特定国に依存する製品・部素材の依存度低減のための拠点整備、国民が健康な生活を営むうえで重要な製品などの生産拠点など整備に取り組むこと
海外サプライチェーン多元化等支援事業	製品・部素材の海外製造拠点の複線化など、サプライチェーン強靱化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査などに対して補助金を交付	企業によるASEAN諸国への設備投資、実証事業・事業実施可能性調査に取り組むこと

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談口
089-909-3842

愛媛県産業政策課 スゴ技グループ
089-912-2473

愛媛県産業人材室
089-912-2505

愛媛県中小企業団体中央会
ものづくり支援室
089-990-3031

大洲商工会議所
24-4111
長浜町商工会
52-0321
川上商工会
34-2531

一般社団法人サービスデザイン推進協議会
0570-666-424

経済産業省
地域産業基盤整備課
03-3501-1677

経済産業省
貿易経済協力局
03-3501-6759

【農林業関係】

大径原木加工施設整備緊急対策	行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援	【対象者】 木材関連事業者など 補助率：定額（1/2以内） 事業実施主体：都道府県
国産農畜産物供給力強化対策	産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備などを支援	定額1/2 国→都道府県→都道府県・市町村・農業者の組織する団体など

農林水産課
林業振興係
24-1727

農林水産課
農業振興係
24-1727

豊漁を願って稚アユを放流

うかいの成功と肱川での豊漁を願い、肱川漁業協同組合による稚アユの放流が、4月15日(水)、如法寺河原で行われました。

この日は晴天に恵まれ、肱川漁業協同組合や大洲市観光協会の職員らが参加し、およそ1万7000匹の稚アユを川へ放流しました。橋本福矩組合長は「例年通り大きく育って川に戻ってきてほしいと思います。みんなに喜んで川に来ていただけるようになることを一番に念じています」と話していました。



稚アユの放流は、肱川本流、支流の小田川や中山川、河辺川などで行われ、4月下旬までの6回に分けて放流されました。稚アユの放流数はおよそ33万5000匹、2000キログラムです。アユだけでなく、ウナギやモクズガニなどの放流も行われます。

この日放流された7〜8センチメートルの稚アユは、漁が解禁となる6月には20センチメートル前後に成長するそうです。

大洲市にマスクを寄付

株式会社愛商によるマスクの寄付が4月27日(月)、大洲市総合福祉センターで行われました。1万枚のマスクを寄付した代表取締役吉見正廣^{まさひろ}さんは、「少しでも役に立てるのならと思い寄付することを決めました。市内の介護や福祉施設において新型コロナウイルス感染症対策に活用してほしいです」と話しました。(写真下)



大洲ロータリークラブによるマスクの寄付が4月28日(火)、大洲市役所で行われました。1000枚のマスクを寄付した大洲ロータリークラブ会長の岩田忠義^{ただよし}さんは「どうかして市に協力できないかと思い、寄付することを決めました。緊急の事態なので、有効に活用してもらいたいです」と話しました。(写真上)

令和2年国勢調査

統計調査員を募集しています

10月1日を基準として、国勢調査が全国一斉に実施されます。

調査業務に理解と誠意をもって携わっていただける20歳以上の人を募集しています。

【仕事内容】

- ▽事務打合せ会への出席
- ▽担当調査区の範囲と調査対象の確認
- ▽記入依頼および調査票の配布
- ▽記入された調査票の回収・点検
- ▽関係書類を市へ提出

【待遇など】

- ▽任命期間中は非常勤の公務員の身分となります。ただし、営利事業の従事制限などはありません。
- ▽調査活動の対価として、報酬が支払われます。
- ▽調査中の事故は公務災害補償の対象となります。

【問い合わせ先】

企画情報課情報統計係
☎ 1738



シリーズ 国勢調査 ①



国勢調査員の仕事内容は、大きく5つです

 1 調査員説明会に参加	 2 担当している地域の確認	 3 調査についての説明と調査書類の配布	 4 回答確認リーフレットの配布と調査票の回収	 5 調査票の整理と提出
------------------------	--------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	------------------------

野鳥



ウミスズメ (海雀)
チドリ目 ウミスズメ科
全長 26cm

宇和海や伊予灘の沖合で生息する海鳥です。水中をペンギンのように自在に泳ぎ小魚などを食べます。漁船やフェリー航路以外で、人目に付くことはめったにありませんが、大しけの時などは湾に入ってくることもあるようです。繁殖地はサハリンやアリューシャン列島で、北海道の天売島でも確認されています。5月に入ると群れて北上しますが、そのころには綺麗な夏羽に衣替えします。わずかムクドリ位の小さな小鳥が、繁殖期以外は大海原の荒波に揉まれて、たくましく生きている姿を見ていると、あまりにも非弱になった人間たちに今回の世界的な出来事は、未来に命をつなぐことへの試練を与えているのかもしれない。

NPO法人かわうそ復活プロジェクト④

文化財



イチイガシ
愛媛県指定天然記念物
三島神社所有

この木は、肱川町宇和川地区にあり、標高約160mの河岸段丘上に位置する三島神社の境内にあります。樹高は約18m、幹周は約8.3mにもなります。根の近くには多数の瘤があり、主幹に大きく開いた樹洞が特徴です。

三島神社に残る記録によれば、大宝年間(701～704年)の神社創立の際には、すでに大木があったと伝えられていて、この大木がイチイガシのことを指すのであれば、樹齢は1,300年を越えることになります。威厳あるたたずまいに加え、市内の樹木としては最長寿とみられ、貴重で見応えのある1本です。

(昭和43年3月8日指定)